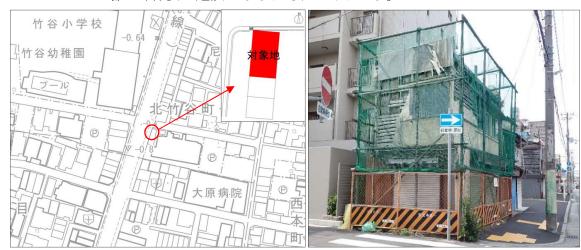
## 特定空家等の略式代執行による除却について

尼崎市北竹谷町1丁目における所有者不明の特定空家等について、そのまま放置すれば倒 壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第1 4条第10項の規定に基づき、略式代執行により当該特定空家等の除却を実施します。

## 1 特定空家等の概要

- (1) 所在地 尼崎市北竹谷町1丁目26番1
- (2) 建物所有者 確知できない。(所有者不明)
- (3) 構造・規模 木造 2 階建て・延べ面積 43.4 ㎡
- (4) 建物の状態 外壁及び屋根の一部において剥離、破損が見受けられ、道路へ脱落、 周辺へ飛散等するおそれがあります。また、外壁及び屋根が剥離等して いるため、柱や梁等の構造耐力上主要な部分が露出しており、風雨にさ らされていることにより腐朽しているため、そのまま放置すれば倒壊等 著しく保安上危険となるおそれがあります。



## 2 略式代執行の実施内容

- (1) 空家の状況調査
- (2) 隣接家屋の外観調査及び確認
- (3) 空家の除却工事
- (4) 空家における有価物及び動産の搬出・処分

## 3 スケジュール

- (1) 10月14日(木)午前10時 代執行宣言
- (2) 10 月中旬 除却工事等着手
- (3) 12 月中旬 除却工事等完了
- (4) 12 月下旬 終了宣言